

文教児童委員会資料
令和5年6月13日
教育委員会事務局指導室

板橋区立学校 校則の見直しに関するガイドライン

令和5年3月
板橋区教育委員会事務局指導室

1 校則見直しの目的

令和4年6月、「こども基本法」が成立し、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられました。子どもたちの健全な成長や自立を促すためには、子どもたちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことが重要なこととして示されています。

本区では、「板橋区教育ビジョン2025」における、「めざす将来像」として

- “いきいき子ども！あたたか家族！はつらつ先生！”地域が支える教育の板橋
- “学び合う、学び続ける人づくり！”地域を創る教育の板橋

を掲げ、様々な取組を進めています。

その実現のために、児童・生徒に対し、以下の資質・能力を養う必要がうたわれています。

- 主体的に課題を発見し、解決に導く力
- 協働して課題解決に取り組む力
- 失敗を恐れずチャレンジする力

校則においても、児童・生徒自身が、主体的に考え、行動できるよう、児童・生徒の意見を聴取する機会を設け、学級活動の授業等において、校則について確認し、議論する機会を設けることが必要です。

児童・生徒が、校則の見直しに主体的に参画することで、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童・生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題に対し、自ら判断し行動できる力を育成することを目的とし、各校で校則の見直しに取り組んでください。

2 校則について

文部科学省は、「生徒指導提要（令和4年12月）」において、校則の意義等について以下のように示しています。

（1）校則の意義・位置づけ

児童・生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童・生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童・生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。

校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます。

校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童・生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です

（2）校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童・生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページに公開しておくことや、児童・生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切であると考えられます。

その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童・生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。

(3) 校則の見直し

学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できない校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、必要性の有無や社会通念上許容される範囲か等を常に考え、絶えず見直しを行うことが求められます。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童・生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。

校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童・生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童・生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいと考えられます。

また、その見直しに当たっては、学級活動の授業等や保護者会といった場において、校則について確認し、議論する機会を設けるなど、それぞれの当事者が主体的に関わることが求められます。そのため、校則の策定や見直し手順についてあらかじめ公開し、当事者間で共有しておくことが望まれます。

(4) 児童・生徒の参画

※参画・・・政策、事業などの計画に加わること。

校則の見直しの過程に児童・生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童・生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

これらのことを踏まえ、令和5年3月「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則（以下、「規則」という。）」を見直し、校則について規程整備を行いました。

【参考】東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則

(学校規程の制定)

第26条 校長は、必要かつ合理的な範囲内で校則その他学校規程を制定することができる。

(2) 校長は、校則の制定又は改廃に、教職員、児童生徒及び保護者を参画させるとともに、校則を公表するものとする。

3 校則見直しの取組方法

校則について、規則を遵守し、児童・生徒が自ら主体的に考え、行動する力を育むためにも、以下の観点から見直しの取組を行います。

(1) 児童・生徒が、主体的に考え、行動し、決めていく仕組みづくり

校則について、**少なくとも年1回は**、「いたばし 学級活動の日」をはじめとした学級活動の授業等の中で、児童・生徒が主体的に話し合い、自分たちで自分たちの学級や学校をよりよくしていくという意識と実践力を醸成する場を作ります。

さらに、小学校の代表委員会や中学校の生徒会活動等を活用し、児童・生徒が自ら課題を発見し、協働して課題解決に取り組み、自分たちで自分たちの学校をよりよくしていきます。

そして、コミュニティ・スクール委員会で、保護者・地域等の意見を聞き、学校・保護者・地域が協働して取り組んでいきます。

【取組例】

- ・教職員と児童・生徒が、見直しに関わる検討委員会等を設置する。
- ・校則見直しの計画を作成し、校則見直しを図ることについて周知する。
- ・全校児童・生徒を対象に、校則に関するアンケートを実施する。
- ・「いたばし 学級活動の日」等のなかで、アンケート結果に基づき、校則の見直しについて話し合う。
- ・コミュニティ・スクール委員会で、保護者・地域等の意見を聞き、協働で取り組む。

(2) 必要かつ合理的な範囲で制定

校則は、規則に定めているとおり、必要かつ合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。

校長は、校則について、必要かつ合理的な範囲で制定するという視点及び児童・生徒の人権に関わる視点から、特に次の①～④の内容について、留意してください。

【留意事項】

①生まれ持った性質を侵害する内容

【例】地毛の色について

②性の多様性を尊重できていない内容

【例】性別に男女の区別を設け、選択の余地がないもの
性別ごとに違った髪型を定めているもの

③健康上の問題を生じさせる恐れがある内容

【例】冬場の上着着用禁止等、服装の選択に柔軟性がないもの

④合理的な理由を説明できない内容や人によって恣意的に解釈されるあいまいな内容

【例】靴下や肌着等の色を無地に統一する

(3) 児童・生徒や保護者、地域への周知

見直された校則について、児童・生徒、保護者、地域の方々から理解と協力を得るため、校則を学校ホームページに必ず掲載してください。

4 校則見直しスケジュール

学校は、以下のスケジュールを参考とし、毎年少なくとも年1回は、必ず校則の見直しを行ってください。

	学校（取組例）
4月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ○検討委員会等の設置 ・校則見直し年間計画の作成 ・見直しを図ることの周知 （児童・生徒、保護者、CS委員会等）
7月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ○校則見直しの検討 ・アンケートの実施（児童・生徒、保護者等の学校関係者） ・アンケートの集計・分析 ・校則見直し案の作成 ○校則見直し案の意見聴取（児童・生徒、保護者等の学校関係者） ○校則見直し内容の決定
1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ○見直した校則の公表 ・児童・生徒、保護者、CS等への周知 ・入学説明会で周知 ・学校ホームページへ掲載 ※ホームページは3月中、遅くとも4月中には掲載する ○次年度方針について協議

<参考 学級活動・生徒会活動に関する主な行事予定（令和5年度）>

○8月・12月～1月 「生徒会交流会」

○1月 「いたばし 学級活動の日」 全校実施